

戦国武將に学ぶ経営のヒント(第54回)

秀吉株式会社の研究(3)「刀狩り」で職制を整理

2019.11.05

戦国武將は戦での勇猛な将であるとともに、平時は臣民を束ね、領地を経営する経営者でもありました。経営者としての戦国武將は、果たして何をやったのか。豊臣秀吉の「秀吉株式会社」第3回は「刀狩令」を取り上げます。

刀狩りは、農民や僧侶などに、刀などの武器の所有を放棄させるものです。中世では農民や僧侶が武装することは禁止されていませんでした。大寺院は「僧兵」と呼ばれる武力集団を持っていましたし、農民が武器を持って戦に参加することもありました。映画『七人の侍』で見られるように村・集落を自衛するためにも農民が武器を保有することは当たり前でした。

しかし、各地で一揆が頻繁に起こるようになり、領主は農民の武器保有を問題視し始めます。1576年には、柴田勝家が越前国(現・福井県)で刀狩りに相当する「刀さへ」を行いました。これをさらに推し進めたのが秀吉です。



秀吉は1585年、紀伊国(現・和歌山県)に攻め入り、当地で勢力を誇っていた雑賀衆を破りました。そして紀伊を占領するに当たり、「百姓などが今後、弓矢・やり・鉄砲・腰刀などを所持することを禁止する。今後はすき・くわなどの農具を持ち、耕作にいそむべし」という令を出しました。

そして1588年、今度は全国に向けて「刀狩令」を出します。内容は「諸国の百姓などが刀・脇差し・弓・やり・鉄砲、その他の武具の類いを所持することを堅く禁ずる」「武具をことごとく取り集め、進上致すべきこと」というものでした。

全国統一のためにマネジメントシステムを整えた秀吉… 続きを読む